

## 「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する意見書

安倍政権は、2020年の東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策を口実に、過去に3回国民の強い反対で廃案となった「共謀罪」創設と同趣旨の法案を今国会に提出している。

安倍政権は名称を「テロ等組織犯罪準備罪」と改め、適用対象や構成要件などを変更し対象犯罪数を減らしたと説明するが、対象となる「組織的犯罪集団」の定義は曖昧で拡大解釈が可能な上、それに当たるかどうかは捜査当局の判断に委ねられる。構成要件に「準備行為」を加える点に関しても、その具体的な内容は不明確で、例えば本当の目的は生活費だったとしても銀行でお金を引き出す行為の目的を捜査当局が「テロの資金調達のため」とみなせば、準備行為の容疑として成立してしまう恐れがある。277の適用対象犯罪には文化財保護法や著作権法、廃棄物処理法、競馬法、森林法などテロとの関わりが明確でないものも数多く含まれ、濫用されれば思想の抑圧、人権侵害や国民監視の強化、運動への萎縮効果をもたらしかねない危険性は何ら変わらない。

さらに「共謀罪」の摘発を名目とする監視や会話の通信傍受など、極めて広範囲にわたって捜査権限が濫用される恐れがある。

テロ対策を口実にしているが、日本はすでに13本のテロ防止関連諸条約を締結し、それに基づく国内法も整備している。

「共謀罪」は謀議に加わるだけで処罰できる、すなわち個人の内心や思想そのものを処罰対象にしようとするもので、実際の行為や結果が生じなければ罪には問われない現行刑法の基本原則に反する。100人を超す刑法研究者や多くのジャーナリストが法案反対声明を出すなど批判は広がっている。

さらに金田勝年法相が法案提出後まで具体的な国会議論を避けるよう求める文書を作らせ報道機関に配布し国会議員の質問権を侵害しようとしたことや、委員会の開会ごとに全会一致で決めるのが慣例の「政府参考人」の出席を常時可能とするよう衆院法務委員長の職権により多数決で強行議決するなど、極めて強引な国会運営が重ねられている事実も看過できない。

よって、政府に対し「共謀罪」の趣旨を含む「テロ等組織犯罪準備罪」を新設する法案は直ちに撤回し、「共謀罪」を創設しないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月14日

宮城県美里町議会議長 吉田 眞 悦

参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
法務大臣	金 田 勝 年 殿